

秋田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

〔平成16年 3月30日〕
市 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症の高齢者、知的障がい者および精神障がい者（以下「要支援者」という。）の自己決定の尊重と権利の擁護を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、要支援者の利用を援助する成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の内容)

第2条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う第4条各号に掲げる審判の請求（以下「審判請求」という。）
- (2) 前号に定める市長が行う審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）の予納
- (3) 第1号に定める市長が行う審判請求に基づき選任された、成年後見人、保佐人および補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部に対する助成金の交付
- (4) 市長以外の者が行う審判請求に係る費用および当該審判請求により選任された成年後見人等の報酬の全部又は一部に対する助成金の交付（市長による審判請求の対象）

第3条 市長は、秋田市内に居住し、秋田市の住民基本台帳に登録されている要支援者（ただし、他市町村の措置などにより秋田市内の施設に入所している要支援者を除く。）又は秋田市の措置などにより秋田市外の

施設に入所している要支援者（以下「本市要支援者」という。）が、次の各号のすべてに該当し、かつ、当該本市要支援者を保護するため、成年後見制度を利用することが特に必要であると認めるときは、当該本市要支援者について審判請求を行うものとする。

(1) 事理を弁識する能力が、民法第7条、同法第11条又は同法第15条第1項に定める状態にあると認められる者

(2) 介護保険に係るサービスその他の福祉サービスもしくは保健医療サービスを受けている者又は受ける必要があると認められる者

(3) 配偶者および2親等内の親族がいない者又はこれら親族による次条第1号、第2号もしくは第5号に掲げる審判の請求が見込まれない者（これらの者の3親等又は4親等の親族であって、これらの審判の請求をする者の存在が明らかであるものを除く。）

（審判の種類）

第4条 支援事業の対象となる審判は、次のとおりとする。

(1) 後見開始の審判（民法第7条）

(2) 保佐開始の審判（民法第11条）

(3) 保佐人の同意を要する行為に関する審判（民法第13条第2項）

(4) 保佐人への代理権付与の審判（民法第876条の4第1項）

(5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）

(6) 補助人の同意を要する行為に関する審判（民法第17条第1項）

(7) 補助人への代理権付与の審判（民法第876条の9第1項）

（審判費用の予納）

第5条 市長は、第3条の規定により審判請求を行うときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定に基づき、家庭裁判所に審判費用を予納するものとする。

（審判費用の求償）

第6条 市長は、前条の規定により予納した審判費用に関し、審判費用の全部又は一部を当該本市要支援者又は第三者に負担させることが適当であると認めるときは、家事事件手続法第28条第2項の規定による家庭裁判所の命令を求める申立てを行うものとする。

2 市長は、前項の家庭裁判所の命令があったときは、当該命令に定める額の範囲内で、当該本市要支援者又は第三者に審判費用の全部又は一部を求償するものとする。

(審判費用の助成等)

第7条 市長は、第3条各号(第3号を除く。)のいずれにも該当する本市要支援者に係る審判請求を市長以外の者が行う場合において、当該市長以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により、予算の範囲内で、当該審判費用の全部又は一部について助成金を交付することができる。

(1) 審判費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)

(報酬の助成)

第8条 市長は、第3条の規定により市長が行う審判請求又は前条に規定する市長以外の者が行う審判請求により、第4条第1号、第2号又は第5号に掲げる審判を受けた者(以下「成年被後見人等」という。)が、次の各号のすべてに該当するときは、当該成年被後見人等の申請により、予算の範囲内で、助成金を交付することができる。

(1) 成年被後見人等の報酬について、家庭裁判所で当該成年被後見人等の財産の中から付与する審判(以下「報酬付与の審判」という。)を受けた者

(2) 被保護者又は助成金の交付を受けなければ成年被後見人等に対する報酬の支払が困難であると認められる者

(3) 成年被後見人等が次のいずれにも該当しない者

ア 当該成年被後見人等の配偶者

イ 当該成年被後見人等の民法第877条第1項に定める扶養義務者

2 前項の助成金の額は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した額(以下「審判額」という。)又は次の各号に掲げる成年被後見人等の区分に応じ、当該各号に定める額のいずれか低い額を限度とし、当該成年被

後見人等の収入および資産の状況を考慮して市長が定める額とする。ただし、審判額が次の各号に定める額を超える場合は、その超える部分については助成の対象外とする。

(1) 在宅で生活する者 月額28,000円

(2) 前号以外の者 月額18,000円

(助成の申請等)

第9条 前2条の規定による助成金の交付を受けようとする審判請求を行う市長以外の者（以下「審判請求人」という。）又は成年被後見人等は、第7条の助成金にあつては秋田市後見開始等審判申立費用助成申請書（様式第1号）により 審判請求の前に、前条第1項の助成金にあつては秋田市後見等報酬助成金交付申請書（様式第2号）により報酬付与の審判を受けた日から6か月以内に、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、助成金の交付の可否および助成額を決定し、秋田市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした審判請求人又は成年被後見人等に通知するものとする。

(助成金の支払)

第10条 助成金は、前条第2項により助成金の交付が決定された審判請求人又は成年被後見人等の請求に基づき、支払うものとする。

(報告の義務)

第11条 助成金の交付の決定を受けた審判請求人は、当該交付の決定の対象となった審判費用について、当該要支援者にその全部又は一部を負担させる家庭裁判所の命令があつたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 助成金の交付の決定を受けた成年被後見人等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 収入又は資産の状況が変化したとき。

(2) 成年後見人等に対する報酬の額に変更があつたとき。

(3) 成年後見人等に異動又は変更があつたとき。

(4) 成年後見等が終了したとき。

(助成金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、当該報告に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けた者があるときは、当該交付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、秋田市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(調査等)

第13条 市長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、審判請求人もしくは成年被後見人等に報告させ、又は帳簿書類その他の物件を当該職員に調査させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(審判費用の助成に係る経過措置)

2 改正後の秋田市成年後見制度利用支援事業実施要綱(以下「新要綱」という。)第7条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」とい

う。)以後に行われる審判請求に係る審判費用について適用する。

(報酬の助成に係る経過措置)

- 3 新要綱第8条の規定は、施行日以後に報酬付与の審判があった成年後見人等(施行日前に市長以外の者が行った審判請求に基づいて選任された成年後見人等を含む。)の報酬について適用し、施行日前に報酬付与の審判があった成年後見人等の報酬については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる審判請求に係る審判費用について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。